8711.60		―駆動原動機として電動機を有するもの					［新規］	
	100	――中古のもの		NO				
	900	――その他のもの		NO				
8711.90		［略］			8711.90		［同左］	
87.12 ～ 87.16		［略］			87.12 ～ 87.16		［同左］	
［略］					［同左］			

［略］

第90類　光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)～(f)　［略］

(g)　第84.13項の計器付きポンプ並びに重量測定式の計数機、重量測定式の検査機及び単独で提示する分銅（第84.23項参照）、持上げ用又は荷扱い用の機械（第84.25項から第84.28項まで参照）、紙又は板紙の切断機（第84.41項参照）、第84.66項の物品で加工機械又はウォータージェット切断機械に取り付けた工作物又は工具の調整用のもの（目盛りを読むための光学的機構を有するもの（例えば、光学式割出台）を含むものとし、それ自体が光学機器の特性を有するもの（例えば、芯出し望遠鏡）を除く。）、計算機（第84.70項参照）、第84.81項の弁その他の物品並びに第84.86項の機器（感光面を有する半導体材料に回路図を投影又は描画するための機器を含む。）

(h)～(k)　［略］

(l)　第96.20項の一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品

(m)　［略］

(n)　［略］

2～7　［略］

90.01 ～ 90.05		［略］			90.01 ～ 90.05		［同左］	
90.06		写真機（映画用撮影機を除く。）並びに写真用のせん光器具及びせん光電球（第85.39項の放電管を除く。）			90.06		写真機（映画用撮影機を除く。）並びに写真用のせん光器具及びせん光電球（第85.39項の放電管を除く。）		
		［削除］			9006.10	000	―製版に使用する種類の写真機	NO	KG
9006.30 ～ 9006.99		［略］			9006.30 ～ 9006.99		［同左］		
90.07 ～ 90.33		［略］			90.07 ～ 90.33		［同左］		
［略］					［同左］				

第92類　楽器並びにその部分品及び附属品

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)～(c)　［略］

［同左］

第90類　光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)～(f)　［同左］

(g)　第84.13項の計器付きポンプ並びに重量測定式の計数機、重量測定式の検査機及び単独で提示する分銅（第84.23項参照）、持上げ用又は荷扱い用の機械（第84.25項から第84.28項まで参照）、紙又は板紙の切断機（第84.41項参照）、第84.66項の物品で加工機械に取り付けた工作物又は工具の調整用のもの（目盛りを読むための光学的機構を有するもの（例えば、光学式割出台）を含むものとし、それ自体が光学機器の特性を有するもの（例えば、しん出し望遠鏡）を除く。）、計算機（第84.70項参照）、第84.81項の弁その他の物品並びに第84.86項の機器（感光面を有する半導体材料に回路図を投影又は描画するための機器を含む。）

(h)～(k)　［同左］

［新規］

(l)　［同左］

(m)　［同左］

2～7　［同左］

第92類　楽器並びにその部分品及び附属品

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)～(c)　［同左］